

所沢市立若松小学校 いじめ防止基本方針



埼玉県いじめ防止基本方針

地方いじめ防止方針 第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」）を定めるよう努めるものとする。

所沢市いじめ防止基本方針

所沢市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、過去3年にわたり連続して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

そこで、所沢市では、所沢教育委員会が中心となり、所沢市いじめ防止基本方針の姿勢・考え方のもと、すべての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

若松小学校 生徒指導部

所沢市立若松小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 5 年 2 月 3 日改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のない時は、未成年後見人）をいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめに対する基本的な考え方は、共通の認識をもって対処するものとする。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの子供にも、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動などの所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに当該するか否かを判断する」ことが大切である。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策組織

年度当初や学期に1回の定例会の会とともに、必要に応じて会議を行う。管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成する。企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置する。

(2) 教育相談・生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学級担任等からなる。月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、必要に応じて、生徒指導職集をもち、情報を共有し、共通理解・共通行動を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「なかよしアンケート」を生かしたりして、児童の実態を把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるよう努める。
- 校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童への充実を図る。
- 学校は、配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動を通して道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 「彩の国道徳 道徳教育指導資料集「学級づくりの羅針盤」～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用を推進を図る。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないことを理解させる。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる。
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響やなれない環境への不安感を教則因果十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させる。

(3) 相談体制の整備

- 「なかよしアンケート」等の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級経営の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員や学習支援員・特別支援教育支援員・養護教諭・他の教職員が連携し児童に対しストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底する。
- 葛藤やストレス、トラブルに対する悩みや困りごとを内に溜め込む児童が増えていることから家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受け止め、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校と保護者・地域等の連携をより一層推進していく。
- 教育相談期間を設定したり、児童生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童生徒が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努める。

(4) 特別活動の充実

- 縦割り活動（なかよしタイム、応援団、わんぱく祭りなど）のなかで、協力したり協調したりすることを経験し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) 情報モラル教育の充実

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- 健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、児童生徒がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。
- 児童生徒や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図る。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供を行う。
- 一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していく。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中央中学校や隣接幼稚園・保育園・小学校と情報交換や交流学习を行う。

(7) 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

- 「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促します。」

(8) 児童の自主的活動

- 「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」「児童会が中心となったいじめ防止」への取り組みなどを活用し、一人一人がいじめに対して主体的に自分にできることを考える機会とする。

(9) 「子どもの人権」の啓発推進

児童生徒がお互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組を行ったり、教職員の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりする。

ア いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童生徒に理解させる。

イ いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうることを児童生徒に理解させる。

ウ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在する。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や学校応援団並びに地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談などを行い迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、学校教育課、教育センター、健やか輝き支援室、民生・児童委員、学校応援団、子ども支援センター、所沢児童相談所、所沢警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

また、「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページの掲載等により、保護者や地域の住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各学年、年度初めに児童、保護者、関係機関等に周知する。

(2) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

「なかよしアンケート」「家庭訪問・玄関先訪問」「個人面談」を実施する。学期に1回程度の「なかよしアンケート」をもとに、一人一人の児童の状況を把握するとともに、必要に応じて面談等を行う。児童の思いをくみ取り、保護者との連携を深める。校内で迅速に情報共有を行い、アンケートでは本音を書かない・書けない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努める。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守る。

対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童生徒の保護者と連携を十分に図る。後に児童生徒の状況に改善が見られたとしてもいじめが解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら、長期的な見守りを組織として継続する。

また、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進め、校外における実態把握にも努める。

(3) いじめ防止対策法の趣旨を教職員に周知徹底するとともに、校内でのいじめの認知が確実かつ適正に行われるよう、共通理解を図る。

(4) 教師のアンテナを高く広く敏感に

学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、各種支援員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教員は、児童の日頃の人間的なふれあいを通して、一人ひとりの児童と信頼関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努める。個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図る。

児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底していく。

5 いじめに対する早期対応

- 学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回の定例会とともに、必要に応じて会議を行う。構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成する。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置する。また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童生徒に寄り添った対応をする。
- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策組織会議を開き、対応を組織で協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を個人で抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反し得ることを理解する。
- いじめ相談窓口の周知
所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、学校を通して毎

年度すべての児童・生徒に配布するとともに、校内掲示を行う。なお、学校及び教師への不信感から学校関係機関への相談を躊躇する場合は、その他、様々な相談機関を児童生徒、保護者に周知するとともにその積極的な活用を促す。

<主な相談先一覧> ※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日16時～21時 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～16時15分	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど

子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日10時30分～18時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン、タブレット で2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校評議員、学校応援団コーディネーター、スクールガードリーダー）を招集する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。

7 いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児

童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが感じられること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行していく。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童については、日常的に注意深く観察する。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。

※アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とする。

<別表> 若松小学校いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての確認 【教育相談・生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 【いじめ防止対策組織定例会】 ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり 【群開き集会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 【教育説明会・PTA総会・学級懇談会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校警察連絡協議会① ○中央地区生徒指導研修会 ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 ○SNSトラブル防止講義 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○なかよしアンケート ○行事を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【家庭訪問・玄関先】 ○いじめ対策についての啓発 【学校評議員会議①】 【若松小学校地域連絡協議会①】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 【中央中学校校区安全安心支部会議】 ○インターネット状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり 【5年林間学校】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【授業参観・懇談会】 ○学校評価の実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関する研修 【職員研修・小中合同研修会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり 【サマースクール】 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関わる共通理解再確認 【いじめ防止対策組織定例会】 ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級ルールづくり再確認 【学級活動】 ○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり 【6年修学旅行】 【わんぱく大会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【授業参観・懇談会】
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり 【ブロック秋の遠足】 【校内音楽会】 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 【若松小学校地域連絡協議会②】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 ○学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○なかよしアンケート ○行事を通じた人間関係づくり 【校内持久走大会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 【学校評議員会議②】 ○保護者との情報交換 【授業参観】 ○学校評価の実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関わる共通理解見直し 【いじめ防止対策組織定例会】 ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 ○学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 【若松小学校地域連絡協議会③】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【生徒指導職集】 【教育相談・生徒指導会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしタイム ○仲良しアンケート ○行事を通じた人間関係づくり 【卒業式】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【授業参観・懇談会】 【教育説明会】 ○いじめ対策についての啓発 【学校評議員会議③】